

猪名川町立幼保連携型認定こども園条例をここに公布する。

令和8年3月23日

猪名川町長 岡本信司

# 猪名川町立幼保連携型認定こども園条例

令和8年3月23日

条例第1号

## (設置)

第1条 就学前の子どもに対する教育、保育及び子育て支援事業を一体的に実施するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第12条の規定に基づき、猪名川町立幼保連携型認定こども園(以下「こども園」という。)を設置する。

## (施設の名称及び位置)

第2条 こども園の施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称           | 位置             |
|--------------|----------------|
| (仮称)新設認定こども園 | 猪名川町若葉1丁目15番地9 |

## (事業)

第3条 こども園においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 認定こども園法第9条各号に掲げる目標の達成に向けた教育及び保育
- (2) 認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、地域における教育及び保育に対する需要に照らし、町長が必要と認めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

## (入園資格)

第4条 こども園に入園することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども
- (2) 緊急その他やむを得ない理由により、法第28条第1項第1号に規定する期間内に、こども園において保育を受ける必要があると町長が認めた者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認めた者

## (保育料)

第5条 こども園に入園した者の保護者は、保育料を納付しなければならない。

2 保育料の額は、法第27条第3項第2号に規定する政令で定める額を限度として規則で定める額とする。

(保育料の減免)

第6条 町長は、特別の理由があると認める者については、保育料を減額し、又は免除することができる。

(保育料の還付)

第7条 既納の保育料は、返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和10年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 こども園の入園に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(関係条例の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 猪名川町立幼稚園設置条例（昭和30年条例第16号）

(2) 猪名川町保育所条例（昭和48年条例第19号）

(3) 猪名川町立幼稚園保育料徴収条例（平成27年条例第5号）